

平成30年第3回
南砺市議会6月定例会
議案 参考資料

【条例 新旧対照表】

平成30年6月定例会提出案件参考資料

目 次

条例関係

議案第55号	南砺市税条例等の一部改正について……………	3
議案第56号	南砺市過疎地域自立促進特別措置法の施行に伴う固定資産税の 課税免除に関する条例の一部改正について……………	29
議案第57号	南砺市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する 条例の一部改正について……………	31
議案第58号	南砺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 の一部改正について……………	33
議案第59号	南砺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を 定める条例の一部改正について……………	38
議案第60号	南砺市利賀活性化施設条例の一部改正について……………	39
議案第61号	南砺市索道施設条例の一部改正について……………	42
議案第62号	南砺市集落排水処理施設条例の一部改正について……………	45
議案第63号	南砺市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について……………	46

南砺市税条例新旧対照表（第1条関係）

現行	改正案	備考
<p>(市民税の納税義務者等)</p> <p>第23条 市民税は、第1号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額<u>によって</u>、第3号の者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額<u>によって</u>、第2号及び第4号の者に対しては均等割額<u>によって</u>、第5号の者に対しては法人税割額<u>によって</u>課する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第31条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。)又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。</p> <p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税(第2号に該当する者にあつては、第53条の2の規定によって課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。))を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に</p>	<p>(市民税の納税義務者等)</p> <p>第23条 市民税は、第1号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額<u>により</u>、第3号の者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額<u>により</u>、第2号及び第4号の者に対しては均等割額<u>により</u>、第5号の者に対しては法人税割額<u>により</u>課する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第31条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。)又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節(<u>第48条第10項から第12項までを除く。)</u>の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。</p> <p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税(第2号に該当する者にあつては、第53条の2の規定によって課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。))を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に</p>	<p>字句の改正</p> <p>適用除外規定の追加</p>

住所を有しない者については、この限りでない。

(1) (略)

(2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫(これらの者の前年の合計所得金額が125万円を超える場合を除く。)

2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が28万円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額(その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に16万8,000円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。

(所得控除)

第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第12項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦(寡夫)控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、所得割の納税義務者については、同条第2項、第7項及び第12項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

住所を有しない者については、この限りでない。

(1) (略)

(2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫(これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。)

2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が28万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に16万8,000円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。

(所得控除)

第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第12項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦(寡夫)控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第7項及び第12項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から

課税基準額の改正

字句の改正及び均等割非課税基準額の改正

基礎控除の対象となる所得上限規定の追加

(調整控除)

第34条の6 所得割の納税義務者については、その者の第34条の3の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除する。

(1) 当該納税義務者の第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額(以下この条において「合計課税所得金額」という。)が200万円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の100分の3に相当する金額

ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合において は、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

イ (略)

(2) 当該納税義務者の合計課税所得金額が200万円を超える場合 アに掲げる金額からイに掲げる金額を控除した金額(当該金額が5万円を下回る場合には、5万円とする。)の100分の3に相当する金額

ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合において

控除する。

(調整控除)

第34条の6 前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、その者の第34条の3の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除する。

(1) 当該納税義務者の第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額(以下この条において「合計課税所得金額」という。)が200万円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の100分の3に相当する金額

ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

イ (略)

(2) 当該納税義務者の合計課税所得金額が200万円を超える場合 アに掲げる金額からイに掲げる金額を控除した金額(当該金額が5万円を下回る場合には、5万円とする。)の100分の3に相当する金額

ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には、当該

調整控除の対象となる所得上限規定の追加

字句の改正

字句の改正

は、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

イ (略)

(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号の者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定によって給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定によって控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。))の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与

納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

イ (略)

(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。))若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額

同上

源泉控除対象配偶者に係る控除額の除外規定の追加

字句の改正

所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2～8 (略)

(法人の市民税の申告納付)

第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2～9 (略)

控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2～8 (略)

(法人の市民税の申告納付)

第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書(第10項及び第11項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2～9 (略)

10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めると

項の追加に伴う
略称規定の追加

特定法人の申告
の特例規定の追加

ころにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第12項において「機構」という。)を経由して行う方法その他施行規則で定める方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

11 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。

12 第10項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

(製造たばこの区分)

第92条 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

(1) 喫煙用の製造たばこ

ア 紙巻たばこ

イ 葉巻たばこ

ウ パイプたばこ

特定法人の申告の特例規定の追加に伴う規定の追加

同上

製造たばこの区分の追加

(市たばこ税の納税義務者等)

第92条 (略)

エ 刻みたばこ

オ 加熱式たばこ

(2) かみ用の製造たばこ

(3) かぎ用の製造たばこ

(市たばこ税の納税義務者等)

第92条の2 (略)

(製造たばことみなす場合)

第93条の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの(たばこ事業法第3条第1項に規定する会社(以下この条において「会社」という。)、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しが行われたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、

条の繰下げ

加熱式たばこに係るみなし規定の追加

(たばこ税の課税標準)

第94条 たばこ税の課税標準は、第92条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等に係る製造たばこの本数とする。

2 前項の製造たばこの本数は、喫煙用の紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める重量をもって喫煙用の紙巻たばこの1本に換算するものとする。この場合において、製造たばこ代用品の区分については、当該製造たばこ代用品の性状による。

区分	重量
1 喫煙用の製造たばこ	
ア <u>パイプたばこ</u>	1グラム
イ <u>葉巻たばこ</u>	1グラム
ウ 刻みたばこ	2グラム
(略)	(略)

加熱式たばことする。

(たばこ税の課税標準)

第94条 たばこ税の課税標準は、第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(以下この条及び第98条において「売渡し等」という。)に係る製造たばこの本数とする。

2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって喫煙用の紙巻たばこの1本に換算するものとする。

区分	重量
1 喫煙用の製造たばこ	
ア <u>葉巻たばこ</u>	1グラム
イ <u>パイプたばこ</u>	1グラム
ウ 刻みたばこ	2グラム
(略)	(略)

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方

条の繰下げに伴う改正及び略称規定の追加

除外規定の追加及び字句の改正

製造たばこ代用品に係る規定の削除

区分の改正

加熱式たばこに係る規定の追加

法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

- (1) 加熱式たばこ(特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。)
の重量の1グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する
方法
- (2) 加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則
第16条の2の2で定めるものに係る部分の重量を除
く。)の0.4グラムをもって紙巻たばこの0.5本に換算す
る方法
- (3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次
に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金
額(所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律
第7号)附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税
率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源
の確保に係る特別措置に関する法律(平成10年法律第
137号)第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法
第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条
に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して
得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金
額をいう。第8項において同じ。)をもって紙巻たばこ
の0.5本に換算する方法
ア 売渡し等の時における小売定価(たばこ事業法第

3 前項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を本数に換算する場合の計算は、第92条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同欄に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を喫煙用の紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

33条第1項又は第2項の認可を受けた小売定価をいう。)が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額(消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。)

イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法(昭和59年法律第72号)第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額

4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第92条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量(同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。)に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計

項の繰下げに伴う改正、字句の追加及び加熱式たばこに係る規定の追加

加熱式たばこに係る規定の追加

4 前項の計算に関し、製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

6 前2項の計算に関し、第4項の製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量又は前項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。

引用先の改正及び加熱式たばこに係る規定の追加
加熱式たばこに係る規定の追加

同上

同上

委任規定の追加

(たばこ税の税率)

第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき5,262円とする。

(たばこ税の課税免除)

第96条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定によりたばこ税を免除された製造たばこにつき、法第469条第1項第1号に規定する輸出業者が小売販売業者若しくは消費者等に売渡しをし、又は消費等をした場合には、当該製造たばこについて、当該輸出業者を卸売販売業者等とみなして、第92条の規定を適用する。

(たばこ税の申告納付の手續)

第98条 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における第92条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする

(たばこ税の税率)

第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき5,692円とする。

(たばこ税の課税免除)

第96条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定によりたばこ税を免除された製造たばこにつき、法第469条第1項第1号に規定する輸出業者が小売販売業者若しくは消費者等に売渡しをし、又は消費等をした場合には、当該製造たばこについて、当該輸出業者を卸売販売業者等とみなして、第92条の2の規定を適用する。

(たばこ税の申告納付の手續)

第98条 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするた

税率の改正

条の繰下げに伴う改正

略称への改正

る場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第96条第2項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2～5 (略)

(略)

附 則

(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)

第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。

2・3 (略)

ばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第96条第2項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2～5 (略)

(略)

附 則

(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)

第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。

2・3 (略)

非課税基準額の
算定方法の改正

南砺市税条例新旧対照表（第2条関係）

現行	改正案	備考
<p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第94条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.8</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.2</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.2</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>4～10 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 (略)</p> <p>2～15 (略)</p> <p>16 法附則第15条第44項に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>17 法附則第15条第45項に規定する市の条例で定める割</p>	<p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第94条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>4～10 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 (略)</p> <p>2～15 (略)</p> <p>16 法附則第15条第43項に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>17 法附則第15条第44項に規定する市の条例で定める割</p>	<p></p> <p>算定割合の改正</p> <p></p> <p>条項ずれの改正</p> <p>同上</p>

<p>合は3分の2とする。</p> <p>18 法附則第15条第47項に規定する市の条例で定める割合は0とする。</p> <p>19 (略)</p>	<p>合は3分の2とする。</p> <p>18 法附則第15条第46項に規定する市の条例で定める割合は0とする。</p> <p>19 (略)</p>	<p>条項ずれの改正</p>
--	--	----------------

南砺市税条例新旧対照表（第3条関係）

現行	改正案	備考
<p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第94条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額(所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成10年法律第137号)第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得</p>	<p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第94条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額(所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)附則第48条第1項第2号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成10年法律第137号)第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得</p>	<p>算定割合の改正</p> <p>条項ずれの改正</p>

<p>た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。)をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>4～10 (略)</p> <p>(たばこ税の税率)</p> <p>第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき<u>5,692円</u>とする。</p>	<p>た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。)をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>4～10 (略)</p> <p>(たばこ税の税率)</p> <p>第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき<u>6,122円</u>とする。</p>	<p>税率の改正</p>
--	--	--------------

南砺市税条例新旧対照表（第4条関係）

現行	改正案	備考
<p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第94条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額(所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)附則第48条第1項第2号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成10年法律第137号)第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得</p>	<p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第94条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.2</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.8</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.8</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額(たばこ税法(昭和59年法律第72号)第11条第1項に規定するたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成10年法律第137号)第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の6</p>	<p>算定割合の改正</p> <p>引用法令の改正</p>

<p>た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。)をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法</p> <p>ア (略)</p> <p>イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法(昭和59年法律第72号)第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額</p> <p>4～10 (略)</p> <p>(たばこ税の税率)</p> <p>第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき<u>6,122円</u>とする。</p>	<p>0で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。)をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法</p> <p>ア (略)</p> <p>イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額</p> <p>4～10 (略)</p> <p>(たばこ税の税率)</p> <p>第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき<u>6,552円</u>とする。</p>	<p>税率の改正</p>
---	--	--------------

南砺市税条例新旧対照表（第5条関係）

現行	改正案	備考
<p>(製造たばことみなす場合)</p> <p>第93条の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの(たばこ事業法第3条第1項に規定する会社(以下この条において「会社」という。)、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。</p> <p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第94条 (略)</p>	<p>(製造たばことみなす場合)</p> <p>第93条の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの(たばこ事業法第3条第1項に規定する会社(以下この条において「会社」という。))、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。</p> <p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第94条 (略)</p>	<p>引用条項の削除に伴う改正</p>

<p>2 (略)</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、<u>第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</u></p> <p>(1) <u>加熱式たばこ(特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。)</u> <u>の重量の1グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>4 前2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第92条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>5 <u>第3項第2号</u>に掲げる方法により加熱式たばこの重量を</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、次に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 前2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第92条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p> <p>5 <u>第3項第1号</u>に掲げる方法により加熱式たばこの重量を</p>	<p>換算方法の改正</p> <p>換算方法の改正に伴う号の削除</p> <p>号の繰上げ 同上</p> <p>引用条項の削除に伴う改正</p> <p>条項ずれに伴う改正</p>
---	---	---

<p>紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量(同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。)に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p>	<p>紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量(同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。)に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p>	
<p>6 (略)</p>	<p>6 (略)</p>	
<p>7 <u>第3項第3号</u>に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p>	<p>7 <u>第3項第2号</u>に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</p>	<p>同上</p>
<p>8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの<u>第3項第3号ア</u>に定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</p>	<p>8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの<u>第3項第2号ア</u>に定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</p>	<p>同上</p>
<p>9 <u>第3項各号</u>に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</p>		<p>換算方法の改正に伴う項の削除</p>
<p>10 (略)</p>	<p>9 (略)</p>	<p>項の繰上げ</p>

南砺市税条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第6条関係）

現行	改正案	備考
<p>附 則 (市たばこ税に関する経過措置)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の税率は、<u>新条例第95条</u>の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める税率とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 1,000本につき4,000円</p> <p>3 (略)</p> <p>4 平成28年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等(同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。)が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(<u>新条例第92条第1項</u>に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法</p>	<p>附 則 (市たばこ税に関する経過措置)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の税率は、<u>南砺市税条例第95条</u>の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める税率とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 平成30年4月1日から平成31年9月30日まで 1,000本につき4,000円</p> <p>3 (略)</p> <p>4 平成28年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等(同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。)が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(<u>南砺市税条例第92条の2第1項</u>に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を</p>	<p>略称規定の改正に伴う改正</p> <p>値上げの据置期間の延長</p> <p>略称規定の改正に伴う改正及び条ずれの改正</p>

律(平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。)附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

5～12 (略)

13 平成31年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場か

改正する法律(平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。)附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

5～12 (略)

13 平成31年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場か

値上げの据置期間の延長に伴う改正

ら移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,262円とする。

14 (略)

第5項	(略)	(略)
	平成28年5月2日	<u>平成31年4月30日</u>
第6項	平成28年9月30日	<u>平成31年9月30日</u>
(略)	(略)	(略)

ら移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,692円とする。

14 (略)

第5項	(略)	(略)
	平成28年5月2日	<u>平成31年10月31日</u>
第6項	平成28年9月30日	<u>平成32年3月31日</u>
(略)	(略)	(略)

税率の改正

期限の延長

南砺市過疎地域自立促進特別措置法の施行に伴う固定資産税の課税免除に関する条例新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>(課税免除の要件)</p> <p>第2条 平成31年3月31日までに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12条第1項の表の第1号又は第45条第1項の表の第1号の規定の適用を受ける設備であって、製造(ガス製造及び発電を除く。)の事業及び農林水産物等販売業(過疎地域自立促進特別措置法第30条に規定する農林水産物等販売業をいう。)用に供する機械、装置若しくは工場用の建物を新設し、若しくは増設した者(青色申告書を提出する個人又は法人に限る。)又は旅館業(旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条に規定するホテル営業、旅館業及び簡易宿泊所営業(これらの事業のうち、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第4項に規定する風俗関連営業に該当するものを除く。)をいう。)の用に供するホテル用、旅館用若しくは簡易宿泊用の建物(その構造及び設備が旅館業法第3条第2項に規定する基準を満たすものに限る。以下この条において「旅館業用の建物」という。)を新設し、若しくは増設した者(青色申告書を提出する個人又は法人に限る。)に対して課する固定資産税については、当該新設し、又は増設した機械、装置若しくは工場用の建物若しくは旅館業用の建物又は当該</p>	<p>(課税免除の要件)</p> <p>第2条 平成31年3月31日までに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12条第1項の表の第1号又は第45条第1項の表の第1号の規定の適用を受ける設備であって、製造(ガス製造及び発電を除く。)の事業及び農林水産物等販売業(過疎地域自立促進特別措置法第30条に規定する農林水産物等販売業をいう。)用に供する機械、装置若しくは工場用の建物を新設し、若しくは増設した者(青色申告書を提出する個人又は法人に限る。)又は旅館業(旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業及び同条第3項に規定する簡易宿所営業(これらの事業のうち、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業に該当するものを除く。)をいう。)の用に供する旅館・ホテル営業用若しくは簡易宿所営業用の建物(その構造及び設備が旅館業法第3条第2項に規定する基準を満たすものに限る。以下この条において「旅館業用の建物」という。)を新設し、若しくは増設した者(青色申告書を提出する個人又は法人に限る。)に対して課する固定資産税については、当該新設し、又は増設した機械、装置若しくは工場用の</p>	<p>法改正に伴う表記の改正等</p> <p>県条例に則した規定整備</p> <p>法改正に伴う表記の改正等</p>

建物の敷地である土地(当該過疎地域の公示の日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該建物の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対して最初に固定資産税を課すべきこととなる年度以降3箇年度において、課税を免除する。

2 (略)

建物若しくは旅館業用の建物又は当該建物の敷地である土地(当該過疎地域の公示の日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該建物の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対して最初に固定資産税を課すべきこととなる年度以降3箇年度において、課税を免除する。

2 (略)

日まで(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、特定業務施設(法第5条第4項第5号に規定する特定業務施設をいう。)の用に供する減価償却資産(所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。)を新設し、又は増設した者(青色申告書を提出する個人又は法人に限る。)に対して課する固定資産税について適用する。

2・3 (略)

日まで(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、特定業務施設(法第5条第4項第5号に規定する特定業務施設をいう。)の用に供する減価償却資産(所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。)を新設し、又は増設した者(青色申告書を提出する個人又は法人に限る。)に対して課する固定資産税について適用する。

2・3 (略)

南砺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。))は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。))又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所をいう。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。))又は認定こども園(同項に規定する認定こども園をいう。))(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。))を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。</p>	<p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。))は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。))又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所をいう。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。))又は認定こども園(同項に規定する認定こども園をいう。))(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。))を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。</p>	

- (1) (略)
- (2) 必要に応じて、代替保育(家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。)を提供すること。
- (3) (略)

- (1) (略)
- (2) 必要に応じて、代替保育(家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。以下この条において同じ。)を提供すること。
- (3) (略)

2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことができる。

- (1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
- (2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

- (1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」と

項の追加に伴う
規定の追加

代替保育の提供
に係る連携施設
に関する例外規
定の追加

例外規定を適用
する場合におけ
る条件規定の追
加

(食事の提供の特例)

第16条 (略)

2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。

(1)～(3) (略)

いう。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

(食事の提供の特例)

第16条 (略)

2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。

(1)～(3) (略)

(4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応ずることができる者として市が適当と認めるもの(家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所(第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。附則第2条第2

食事の提供に係る外部搬入に関する例外規定の追加

(連携施設に関する特例)

第45条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、
連携施設の確保に当たって、第6条第1号及び第2号に係
る連携協力を求めることを要しない。

附 則

(食事の提供の経過措置)

第2条 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前
日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を
目的とする施設又は事業を行う者が、施行日以後に家庭
的保育事業等の認可を得た場合においては、施行日から
起算して5年を経過する日までの間は、第15条、第22条
第4号(調理設備に係る部分に限る。)、第23条第1項本文
(調理員に係る部分に限る。)、第28条第1号(調理設備に
係る部分に限る。)(第32条及び第48条において準用する
場合を含む。)及び第4号(調理設備に係る部分に限る。)
(第32条及び第48条において準用する場合を含む。)、第
29条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第31条第1
項本文(調理員に係る部分に限る。)、第33条第1号(調理
設備に係る部分に限る。))及び第4号(調理設備に係る部分
に限る。)、第34条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、
第43条第1号(調理室に係る部分に限る。))及び第5号(調理

項において同じ。)において家庭的保育事業を行う場
合に限る。)

(連携施設に関する特例)

第45条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、
連携施設の確保に当たって、第6条第1項第1号及び第2
号に係る連携協力を求めることを要しない。

附 則

(食事の提供の経過措置)

第2条 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前
日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を
目的とする施設又は事業を行う者(次項において「施設
等」という。)が、施行日以後に家庭的保育事業等の認
可を得た場合においては、施行日から起算して5年を経
過する日までの間は、第15条、第22条第4号(調理設備に
係る部分に限る。)、第23条第1項本文(調理員に係る部
分に限る。)、第28条第1号(調理設備に係る部分に限る。)
(第32条及び第48条において準用する場合を含む。))及び
第4号(調理設備に係る部分に限る。)(第32条及び第48条
において準用する場合を含む。)、第29条第1項本文(調
理員に係る部分に限る。)、第31条第1項本文(調理員に
係る部分に限る。)、第33条第1号(調理設備に係る部分
に限る。))及び第4号(調理設備に係る部分に限る。)、第3
4条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第43条第1

項の追加に伴う
改正

項の追加に伴う
略称規定の追加

室に係る部分に限る。)、第44条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)並びに第47条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)の規定は、適用しないことができる。

号(調理室に係る部分に限る。)及び第5号(調理室に係る部分に限る。)、第44条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)並びに第47条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)の規定は、適用しないことができる。

2 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業(第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。)の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号(調理設備に係る部分に限る。)及び第23条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、第3条第1項に規定する利用乳幼児への食事の提供を同項に規定する家庭的保育事業所等内で調理する方法(第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。)により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

自園調理に関する適用猶予期間を10年とする規定の追加

南砺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>(職員)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者</u></p> <p>(5)～(9) (略)</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>(職員)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条に規定する免許状を有する者</u></p> <p>(5)～(9) (略)</p> <p><u>(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、市長が適当と認めたもの</u></p> <p>4・5 (略)</p>	<p>省令改正に伴う規定の明確化</p> <p>省令改正に伴う資格の新設</p>

南砺市利賀活性化施設条例新旧対照表

現行	改正案	備考																																														
<p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>施設の施設及び設備の維持管理に関する業務</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>別表第1(第2条関係)</p> <p>施設の名称及び位置</p> <table border="1" data-bbox="235 735 925 1331"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利賀そばの郷 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>各号に掲げるものの他、 関連する付帯施設</td> <td>南砺市利賀村坂上地内</td> </tr> <tr> <td>利賀瞑想の郷 (略)</td> <td>南砺市利賀村上畠 101</td> </tr> <tr> <td>各号に掲げるものの他、 関連する付帯施設</td> <td>番地ほか</td> </tr> <tr> <td>利賀飛翔の郷 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>富永一朗とが漫画館</td> <td>南砺市利賀村 338 番地</td> </tr> <tr> <td>利賀民俗館</td> <td>南砺市利賀村 239 番地</td> </tr> <tr> <td>関根薫園書道美術館</td> <td>南砺市利賀村 1501 番地</td> </tr> <tr> <td>各号に掲げるものの他、 関連する付帯施設</td> <td></td> </tr> <tr> <td>利賀国際キャンプ場 (略)</td> <td>南砺市利賀村上百瀬字</td> </tr> <tr> <td>各号に掲げるものの他、 関連する付帯施設</td> <td>東山 88 番地ほか</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	利賀そばの郷 (略)	(略)	各号に掲げるものの他、 関連する付帯施設	南砺市利賀村坂上地内	利賀瞑想の郷 (略)	南砺市利賀村上畠 101	各号に掲げるものの他、 関連する付帯施設	番地ほか	利賀飛翔の郷 (略)	(略)	富永一朗とが漫画館	南砺市利賀村 338 番地	利賀民俗館	南砺市利賀村 239 番地	関根薫園書道美術館	南砺市利賀村 1501 番地	各号に掲げるものの他、 関連する付帯施設		利賀国際キャンプ場 (略)	南砺市利賀村上百瀬字	各号に掲げるものの他、 関連する付帯施設	東山 88 番地ほか	<p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 施設及び設備の維持管理に関する業務</p> <p>(3) (略)</p> <p>別表第1(第2条関係)</p> <p>施設の名称及び位置</p> <table border="1" data-bbox="952 735 1641 1286"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利賀そばの郷 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>その他付帯施設</td> <td>南砺市利賀村坂上地内</td> </tr> <tr> <td>利賀瞑想の郷 (略)</td> <td>南砺市利賀村上畠 101</td> </tr> <tr> <td>その他付帯施設</td> <td>番地ほか</td> </tr> <tr> <td>利賀飛翔の郷 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>富永一朗とが漫画館</td> <td>南砺市利賀村 338 番地</td> </tr> <tr> <td>関根薫園書道美術館</td> <td>南砺市利賀村 1501 番地</td> </tr> <tr> <td>その他付帯施設</td> <td></td> </tr> <tr> <td>利賀国際キャンプ場 (略)</td> <td>南砺市利賀村上百瀬字</td> </tr> <tr> <td>その他付帯施設</td> <td>東山 88 番地ほか</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	利賀そばの郷 (略)	(略)	その他付帯施設	南砺市利賀村坂上地内	利賀瞑想の郷 (略)	南砺市利賀村上畠 101	その他付帯施設	番地ほか	利賀飛翔の郷 (略)	(略)	富永一朗とが漫画館	南砺市利賀村 338 番地	関根薫園書道美術館	南砺市利賀村 1501 番地	その他付帯施設		利賀国際キャンプ場 (略)	南砺市利賀村上百瀬字	その他付帯施設	東山 88 番地ほか	<p>字句の削除</p> <p>字句の改正</p> <p>同上</p> <p>利賀民俗館の廃止に伴う改正</p> <p>字句の改正</p> <p>同上</p>
名称	位置																																															
利賀そばの郷 (略)	(略)																																															
各号に掲げるものの他、 関連する付帯施設	南砺市利賀村坂上地内																																															
利賀瞑想の郷 (略)	南砺市利賀村上畠 101																																															
各号に掲げるものの他、 関連する付帯施設	番地ほか																																															
利賀飛翔の郷 (略)	(略)																																															
富永一朗とが漫画館	南砺市利賀村 338 番地																																															
利賀民俗館	南砺市利賀村 239 番地																																															
関根薫園書道美術館	南砺市利賀村 1501 番地																																															
各号に掲げるものの他、 関連する付帯施設																																																
利賀国際キャンプ場 (略)	南砺市利賀村上百瀬字																																															
各号に掲げるものの他、 関連する付帯施設	東山 88 番地ほか																																															
名称	位置																																															
利賀そばの郷 (略)	(略)																																															
その他付帯施設	南砺市利賀村坂上地内																																															
利賀瞑想の郷 (略)	南砺市利賀村上畠 101																																															
その他付帯施設	番地ほか																																															
利賀飛翔の郷 (略)	(略)																																															
富永一朗とが漫画館	南砺市利賀村 338 番地																																															
関根薫園書道美術館	南砺市利賀村 1501 番地																																															
その他付帯施設																																																
利賀国際キャンプ場 (略)	南砺市利賀村上百瀬字																																															
その他付帯施設	東山 88 番地ほか																																															

スノー	センターハウス	南砺市利賀村百瀬川字
バレー	ハーフタイム	東山
利賀ス	レンタル棟	
キー場	各号に掲げるものの他、	
	関連する付帯施設	

別表第2(第7条関係)

1 入館料

区分	施設名	金額		摘要
		大人	子供	
(略)	(略)	(略)	(略)	
利賀飛翔 の郷	道の資料館 富永一朗とが漫画館 利賀民俗館 関根薫園書道美術館 共通	400 円	200 円	
(略)	(略)	(略)	(略)	

別表第2(第7条関係)

1 入館料

区分	施設名	金額		摘要
		大人	子供	
(略)	(略)	(略)	(略)	
利賀飛翔 の郷	道の資料館 富永一朗とが漫画館 関根薫園書道美術館 共通	400 円	200 円	
(略)	(略)	(略)	(略)	

スノーバレー利
賀スキー場の廃
止に伴う改正

利賀民俗館の廃
止に伴う改正

南砺市営バスの設置等に関する条例新旧対照表（附則第2項関係）

現行				改正案				備考
別表第1(第4条関係)				別表第1(第4条関係)				施設の廃止に伴う起点の改正
運行路線	起点	主な経由地	終点	運行路線	起点	主な経由地	終点	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
利賀八尾線	スノーバレー	上百瀬 学校口	JR 八尾駅	利賀八尾線	竜口谷口	上百瀬 学校口	JR 八尾駅	
	一利賀	八尾総合行政センター				八尾総合行政センター		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

南砺市索道施設条例新旧対照表

現行				改正案				備考
別表第1(第2条関係) 索道施設の名称、種類及び位置				別表第1(第2条関係) 索道施設の名称、種類及び位置				スキー場の廃止に伴う索道施設の削除
名称		種類	位置	名称		種類	位置	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
タカン ボー	第3ペア リフト	乙種特 殊索道	起点 南砺市西赤尾町字上野 1868番	第3ペア リフト	乙種特 殊索道	起点 南砺市西赤尾町字上野 1868番	終点 南砺市西赤尾町字水上谷 19番1の3	
			終点 南砺市西赤尾町字水上谷 19番1の3			終点 南砺市西赤尾町字水上谷 19番1の3		
スノー バレー 利賀	第1クワ ッドリ フト	乙種特 殊索道	起点 南砺市利賀村百瀬川字東山 2番3	IOX— AROS A	ゴンド ラリフ ト	普通索 道	起点 南砺市才川七字スヶ原 123番1	
			終点 南砺市利賀村上百瀬・百瀬 川入会字奥山2番1				終点 南砺市才川七字鬼放7番	
							(略)	
スノー バレー 利賀	第2ペア リフト	乙種特 殊索道	起点 南砺市利賀村上百瀬・百瀬 川入会字奥山2番1					
			終点 同上					
スノー バレー 利賀	第3ペア リフト	乙種特 殊索道	起点 南砺市利賀村上百瀬・百瀬 川入会字奥山1番1					
			終点 同上					
閑乗寺	ペア リフト	乙種特 殊索道	起点 南砺市井波外二入会字閑乗 寺1番4					
			終点 南砺市井波外四入会字大谷 東2番1					
IOX— AROS A	ゴンド ラリフ ト	普通索 道	起点 南砺市才川七字スヶ原 123番1					
			終点 南砺市才川七字鬼放7番					

(略)	(略)	(略)
別表第2(第6条関係)		
索道施設の運行期間及び時間		
名称	期間	時間
(略)	12月1日から	(略)
タカンボ	翌年3月31日まで	午前8時30分から午後4時30分まで
スノーバレー		午前9時から午後4時まで
利賀		
閑乗寺		平日 午後5時30分から午後9時まで 土日・祝日 午前9時から午後9時まで
IOX—AROSA		午前8時から午後9時30分まで

別表第3(第8条関係)				
索道利用料金				
名称	種別	金額		
		大人	小人	
たいら及び	チェア	(略)	(略)	(略)
タカンボ	リフト	シーズン券	50,000円	40,000円
スノーバレー	チェア	1日券	4,000円	3,000円
利賀	リフト	4時間券	3,000円	2,000円
		1回券		300円

別表第2(第6条関係)		
索道施設の運行期間及び時間		
名称	期間	時間
(略)	12月1日から	(略)
タカンボ	翌年3月31日まで	午前8時30分から午後4時30分まで
IOX—AROSA		午前8時から午後9時30分まで

別表第3(第8条関係)				
索道利用料金				
名称	種別	金額		
		大人	小人	
たいら及び	チェア	(略)	(略)	(略)
タカンボ	リフト	シーズン券	50,000円	40,000円
IOX—AROS	チェア	1回券	400円	300円
A	リフト	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)

スキー場の廃止に伴う索道施設の削除

同上

		回数券	1回券の額に乗車の回数 を乗じて得た額の範囲 内で市長が定める	
		シーズン券	30,000円	15,000円
	附属設備		実費を勘案して市長が 定める額	
閑乗寺	チェア	1回券	150円	100円
	リフト	11回券	1,500円	1,000円
		半日券	1,500円	800円
		1日券	2,500円	1,200円
		ナイター券	1,500円	800円
		シーズン券	—	5,000円
IOX—AROS A	チェア	1回券	400円	300円
	リフト			
	(略)	(略)	(略)	(略)

南砺市集落排水処理施設条例新旧対照表

現行			改正案			備考
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)			流域下水道への 接続に伴う施設 の削除
施設の名称等			施設の名称等			
施設の名称	区域	事業区分	施設の名称	区域	事業区分	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	農業集落排水	(略)	(略)	農業集落排水	
柴田屋上津処 理施設	柴田屋の一部、上津		柴田屋上津処 理施設	柴田屋の一部、上津		
吉江南部処理 施設	殿の一部、荒木の一部、 小林、高宮の一部		東太美処理施 設	土生新の一部、殿の一部、 大西、土生		
東太美処理施 設	土生新の一部、殿の一部、 大西、土生		(略)	(略)		
(略)	(略)					

南砺市病院事業の設置等に関する条例新旧対照表

現行	改正案	備考																		
<p>(経営の基本) 第3条 (略) 2 病院の診療科目及び病床数は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="257 528 925 1284"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>診療科目</th> <th>病床数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南砺市民病院</td> <td>内科 心療内科 呼吸器内科 消化器内科 循環器内科 腎臓内科(人工透析) 糖尿病・代謝・内分泌内科 血液内科 精神科 小児科 外科 消化器外科 整形外科 脳神経外科 肛門外科 小児外科 皮膚科 泌尿器科 婦人科 眼科 耳鼻咽喉科 リハビリテーション科 放射線科 歯科口腔外科</td> <td>一般病床 175床</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 (略)</p>	名称	診療科目	病床数	南砺市民病院	内科 心療内科 呼吸器内科 消化器内科 循環器内科 腎臓内科(人工透析) 糖尿病・代謝・内分泌内科 血液内科 精神科 小児科 外科 消化器外科 整形外科 脳神経外科 肛門外科 小児外科 皮膚科 泌尿器科 婦人科 眼科 耳鼻咽喉科 リハビリテーション科 放射線科 歯科口腔外科	一般病床 175床	(略)	(略)	(略)	<p>(経営の基本) 第3条 (略) 2 病院の診療科目及び病床数は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="974 528 1641 1284"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>診療科目</th> <th>病床数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南砺市民病院</td> <td>内科 心療内科 呼吸器内科 消化器内科 循環器内科 腎臓内科(人工透析) 糖尿病・代謝・内分泌内科 血液内科 精神科 小児科 外科 消化器外科 整形外科 脳神経外科 肛門外科 小児外科 皮膚科 泌尿器科 婦人科 眼科 耳鼻咽喉科 <u>病理診断科</u> リハビリテーション科 放射線科 歯科口腔外科</td> <td>一般病床 175床</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 (略)</p>	名称	診療科目	病床数	南砺市民病院	内科 心療内科 呼吸器内科 消化器内科 循環器内科 腎臓内科(人工透析) 糖尿病・代謝・内分泌内科 血液内科 精神科 小児科 外科 消化器外科 整形外科 脳神経外科 肛門外科 小児外科 皮膚科 泌尿器科 婦人科 眼科 耳鼻咽喉科 <u>病理診断科</u> リハビリテーション科 放射線科 歯科口腔外科	一般病床 175床	(略)	(略)	(略)	<p>診療科目の追加</p>
名称	診療科目	病床数																		
南砺市民病院	内科 心療内科 呼吸器内科 消化器内科 循環器内科 腎臓内科(人工透析) 糖尿病・代謝・内分泌内科 血液内科 精神科 小児科 外科 消化器外科 整形外科 脳神経外科 肛門外科 小児外科 皮膚科 泌尿器科 婦人科 眼科 耳鼻咽喉科 リハビリテーション科 放射線科 歯科口腔外科	一般病床 175床																		
(略)	(略)	(略)																		
名称	診療科目	病床数																		
南砺市民病院	内科 心療内科 呼吸器内科 消化器内科 循環器内科 腎臓内科(人工透析) 糖尿病・代謝・内分泌内科 血液内科 精神科 小児科 外科 消化器外科 整形外科 脳神経外科 肛門外科 小児外科 皮膚科 泌尿器科 婦人科 眼科 耳鼻咽喉科 <u>病理診断科</u> リハビリテーション科 放射線科 歯科口腔外科	一般病床 175床																		
(略)	(略)	(略)																		